5　体制づくりのためのヒント

本章は、地域連携の活動づくりがある程度充実し、その定着を図るための体制づくりを目指す方々を対象に記載したものです。学校の状況に応じて参考にしてください。

（１）連携活動を推進するための組織づくり

①校内外の体制づくり

連携活動の効果的・効率的な推進のためには、校内や校外の組織づくりが重要です。そのような組織が無く、地域連携教員がしっかり連携活動をコーディネートしているケースもありますが、担当する地域連携教員が異動してしまったら、良い状況は続くのでしょうか。上手くいっている時だからこそ、体制づくりを進めていく必要があります。学校の状況に応じて、様々な体制づくりが行われていますが、いくつかのタイプを示してみましょう。

○学校内の組織

連携活動の推進の在り方や運営方法等を協議するため、管理職、教務主任、学習指導主任、教科主任、児童・生徒指導主任、地域連携係等がメンバーとなり、「地域連携委員会」、「地域人材活用推進委員会」等を構成しています。教員だけの会議であるため、学校としての連携活動に関する方針や教育課程への連携活動の位置付け方等を話し合うことには適していますが、別途、学校支援ボランティアへの説明が必要になります。

○地域の組織

学校支援をどう進めていくかということを協議したり、学校支援ボランティアを学校の依頼に応じて派遣したりするため、ＰＴＡ、地域住民、学校支援ボランティア、コーディネーター、ボランティアサークル等の地域関係者が、「学校支援ボランティア会議」、「地域教育協議会」等を組織して活動しています。社会教育行政職員の支援によって組織化されたものが多くなっています。

○総合的な組織

学校と地域の代表双方がメンバーとなって、話し合う組織で、「学校支援地域協議会」、「地域連携推進本部」等として、学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組んでいるものです。「学校支援地域本部」もこれに当り、地域住民が中心となって、学校職員が事務局を務めている例が多くなっています。また、既存の組織を連携活動の推進の視点から充実させていった例も見られます。

②組織づくりの視点

組織づくりには、それぞれの学校や地域の状況によって考えていく必要があります。ただし、組織づくりを行う際に必要な視点は次の事項が挙げられます。

既存の組織の延長として

新たな組織を立ち上げるのではなく、すでに組織されている類似の組織があれば、その組織の延長や拡大を考えていくことが大切です。

学校組織から地域組織へ

地域の皆さんは大きな力を持っています。学校主導で運営されている組織であれば、思い切って地域の方々に任せることも検討してみましょう。

ＰＴＡ組織から地域組織へ

同様に、学校支援の組織はＰＴＡが中心となって、進められている状況が多くなっています。「学校を核とした地域づくり」の視点から、ＰＴＡ以外の地域の方々も参加できる組織を目指しましょう。

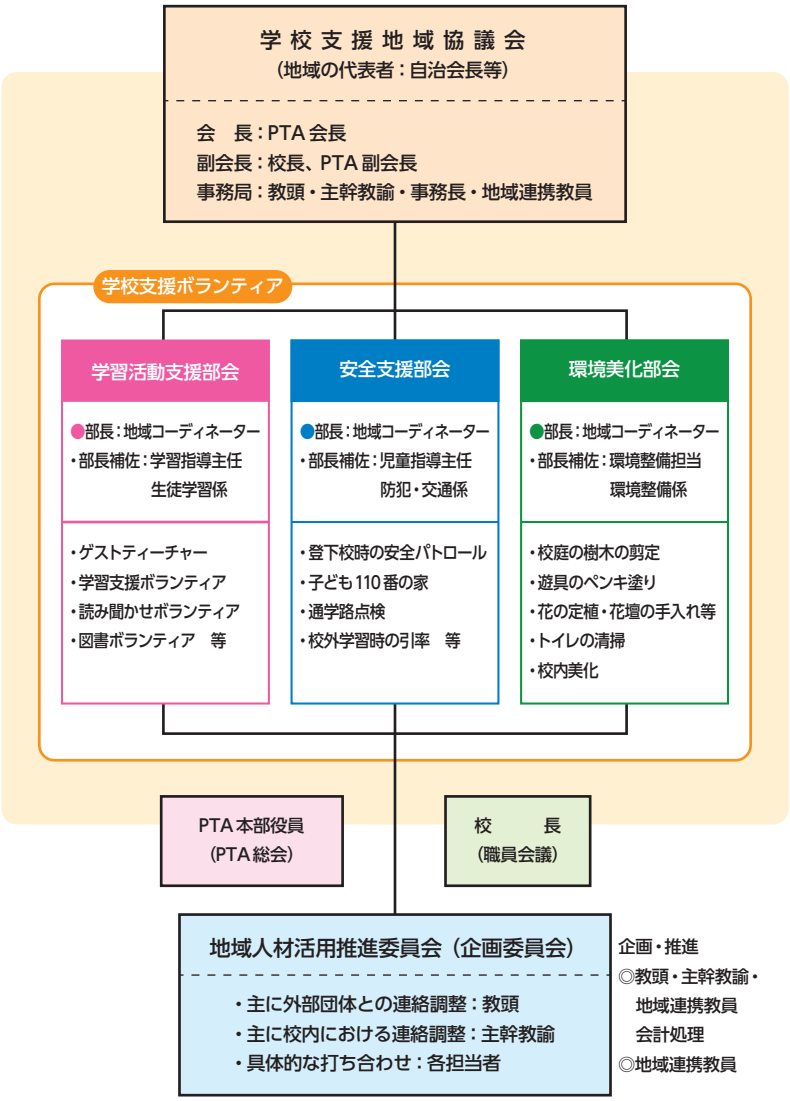

図 5.1　学校支援地域協議会の例（日光市立今市第三小学校）

（２）学校を核とした地域づくりのために（社会教育との連携）

①社会教育とは

社会教育とは、学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動と定義されます。つまり、「学校以外の広く社会で行われる教育」です。これは、公民館や青少年教育施設での講座や事業、高等教育機関等で行われる公開講座、民間で行われているカルチャースクールなどが含まれます。

これまで、学習者が求める趣味や教養の学習機会が多く提供される傾向がありましたが、平成１８年の教育基本法の改正において、個人の要望だけでなく地域課題や生活課題の解決に向けた学習、すなわち「社会の要請」に応える学習機会の提供を奨励することが求められるようになりました。

近年では、地域コミュニティの活性化や地域創生等の要請が高まり、学びをきっかけとして地域活動の活性化や地域の教育力の向上を目指した取組が展開されています。地域には「高齢化」「過疎化」「環境問題」「家庭教育支援」「人権問題」等々、様々な地域課題が存在しています。社会教育は、これらの課題解決のための学習と学んだ成果を生かした課題解決、さらには活動を通した地域コミュニティの活性化を目指しています。

②学校と地域の連携と社会教育

「協働答申」では、地域の人々による学校支援活動は一定の成果を上げているものの、地域から学校への一方的な活動内容にとどまっている場合もあり、子どもたちと住民が共に活動することで地域の教育力の向上や地域振興にもつながるという意識は十分でないと指摘しています。そして、連携活動に地域の人々が主体的に参画するとともに持続可能な地域社会の創生を目指すために、学校と地域の「連携・協働」に発展させていくことが必要であるとしています。今後一層、学校と地域の「連携・協働」を目指した社会教育活動が進められようとしています。

③ふれあい学習

県では、子どもたちの「生きる力」の育成と、家庭と地域の教育力の向上を目指し、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動を「ふれあい学習」として平成１３年度から推進しています。

ふれあい学習の推進を通して、学校と地域の「連携・協働」体制の一層の構築が進められています。

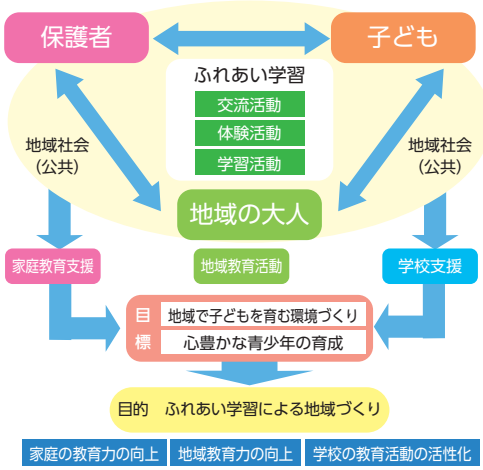

ふれあい学習の概念図

（２）学校を核とした地域づくりのために（社会教育行政との連携）

①社会教育行政とは

学校教育以外の学びが社会教育であり、学びの体制づくりを支援するのが社会教育行政です。そのため、社会教育行政では学びのための施設を整備・運営したり、学びを通じた地域づくりのための人材養成や体制づくりを行ったりしています。学校と地域の連携から、「学校を核とした地域づくり」へと発展させていくためには、これらの施設や取組を知り、各施設の職員との連携を図りながら、地域の活動へと発展させていくことが大切です。

○社会教育施設の例

公民館

公民館や生涯学習センターは、地域の人々の学習の拠点、そして地域活動の拠点として市町教育委員会が設置しています。平成２８年度現在、県内には１６４館が設置されています。また、同じ「公民館」の名称でも、コミュニティ政策部局が設置する「自治公民館」もありますが、教育委員会が設置している公民館のように専門的職員の配置はしていません。

博物館

博物館は、歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料を収集・保存・展示している施設です。平成２７年４月現在、県内の登録博物館は１９館（公立１２館、私立７館）あります。博物館では資料の展示の他、普及教育事業として、インターンシップの受け入れや学校への出前授業等を行っている館もあります。

図書館

図書館は、図書その他の資料を収集して、一般に貸し出し等を行いながら、県民の生涯学習活動を支援する施設です。平成２７年４月現在、県内には４６館の公立図書館が設置されています。そして、他の図書館の蔵書をインターネットでの横断検索をすることができるのに加えて、相互貸借により他の図書館の本を借りることもできます。また、講座や講演会、ボランティア指導者の養成等、地域の人々の交流の場や人材育成の場にもなっています。

青少年教育施設

青少年教育施設は、青少年の健全育成や自然の中での体験活動の機会を提供するものです。県立の施設としては、芳賀青年の家、太平少年自然の家、とちぎ海浜自然の家、なす高原自然の家が設置されています。これらの施設では、主催事業を実施するとともに、様々な活動プログラムを備えており、地域の大人が支援者として協力しているところもあります。

②連携推進のための窓口

地域で地域づくりを推進している社会教育行政と、学校支援をきっかけとして連携活動に参加してきた大人とのネットワークを作ることは、学校を核とした地域づくりにつながります。

社会教育行政には、社会教育主事という専門職員が配置されています。連携活動に困ったときや、支援に集まった地域の人たちにもっと活躍してほしいと思ったときには、次の部署に連絡を取ってみてください。

○市町教育委員会

市町教育委員会には、社会教育を担当する部署として、「生涯学習課」（下野市のみ「生涯学習文化課」）が設置されています。その生涯学習課には市町教育委員会から「社会教育主事」として発令された職員がいます。社会教育主事は、学校と地域の連携活動の体制づくりや、地域づくりの取組を行っていますので、連携活動に関する疑問点や困ったことがあれば御相談ください。

○公民館・生涯学習センター

公民館には、学級・講座等の主催事業を企画・運営する職員が配置されています。また、社会教育に関して経験を積んだ社会教育指導員も設置されているところもあります。公民館職員は、趣味や教養の講座をきっかけとして集まった方々に、学習サークルを紹介したり、その立ち上げを支援したりして、新たな学びにつなげています。学校支援に集まった方々が地域の活動につながることができるよう、公民館職員に相談してみることが効果的です。

○県教育委員会

県教育委員会にも、学校と地域の連携や学びを支援する体制づくりのために、生涯学習関係の部署を設置しています。特に地域に密着した部署として、各教育事務所に「ふれあい学習課」を設置して、社会教育主事を配置しています。連携活動を進める上で困ったことがあれば、下記の問い合わせ・相談先にお気軽に御連絡ください。

問い合わせ・相談先

栃木県教育委員会事務局生涯学習課	TEL　０２８－６２３－３４０８
河内教育事務所ふれあい学習課	TEL　０２８－６２６－３１８３
上都賀教育事務所ふれあい学習課	TEL　０２８９－６２－７１６７
芳賀教育事務所ふれあい学習課	TEL　０２８５－８２－３３２４
下都賀教育事務所ふれあい学習課	TEL　０２８２－２３－３４２２
塩谷南那須教育事務所ふれあい学習課	TEL　０２８７－４３－０１７６
那須教育事務所ふれあい学習課	TEL　０２８７－２３－２１７７
安足教育事務所ふれあい学習課	TEL　０２８３－２３－１４７１
栃木県総合教育センター生涯学習部	TEL　０２８－６６５－７２０６

参考資料

地域連携教員の設置に関する指針

（平成26年２月14日栃木県教育委員会教育長決裁）

第１　目的

各学校に地域連携に携わる教員を　「地域連携教員」として設置することにより、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開することを目的とする。

第２　対象

本指針の対象校は、栃木県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）とする。

第３　指名

地域連携教員は、対象校の教職員であって、次に該当する者のうちから、所属校の校長が指名し校務分掌に位置づける。

(1)　社会教育法（昭和24年法律第207号）第９条の４に規定する社会教育主事の資格を有する者

(2)　校長、教頭でない者

(3)　学校の状況により、(1)(2)の要件を満たす者を指名できない場合には、教頭も含め以下の要件を満たす教員を指名する。

①　地域と関わる教育活動に積極的に取り組み、力を発揮していると認められる者又は学校と地域との連携において優れた実践力を有すると認められる者

②　学校と地域との連携の重要性を十分に理解し、地域連携業務を推進する意欲を有すると認められる者

第４　職務

地域連携教員は主に次の業務を行うものとする。

(1)　学校と地域が連携した取組の総合調整に関すること

(2)　学校と地域が連携した取組の連絡調整や情報収集に関すること

(3)　学校と地域が連携した取組の充実に関すること

第５　留意事項

(1)　地域連携教員は、前項の業務を行うに当たっては、教育基本法（平成18年法律第120号）その他の関連法令の趣旨を踏まえ、生涯学習の視点に立って行わなければならない。

(2)　校長は、地域連携教員が果たすべき職責を鑑み、校務上の調整、研修への参加、その他の必要な配慮を行うよう努めるものとする。

第６　任期

(1)　地域連携教員の任期は、指名された日の属する年度の末日までとする。

(2)　地域連携教員は、再任されることができる。

第７　その他

(1)　県教育委員会は、地域連携教員が十分に職務を遂行することができるよう、研修その他必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(2)　県教育委員会は、地域連携教員の活動状況の把握に努めるものとする。

(3)　県教育委員会は、地域連携教員の設置に関して評価を行い、必要に応じて指針の見直しを図ることとする。

第８　委任

この指針の実施細目は、別に定める。

附　則

この指針は、平成26年４月１日から実施する。

参考資料

地域連携推進計画（例）

〇〇学校

法令や答申等
・日本国憲法
・教育基本法
・学校教育法
・栃木県教育振興基本計画 2020
・栃木県生涯学習推進計画
・〇〇市町教育計画
・〇〇市町教育方針

学校教育目標
例）豊かな心を育み、自ら考え行動し・・・・

実態や願い
・児童生徒
・地域
・保護者
・教師

地域連携に関する課題
例）校内の組織体制、地域との連携体制、教育活動の充実に関する課題

地域連携推進目標
例）学校教育目標との関連や地域連携に関する課題、学校課題との関連を踏まえ、子どもの生きる力の育成や地域に根ざした特色ある学校づくりにつながる目標を設定する。

学校課題との関連
例）地域との連携を通して解決したい学習指導や生徒指導、進路指導等に関する課題

努力点及び具体策（各教科・領域等）

関係機関等	地域と連携した主な活動

学年・学級経営

参考資料

地域連携推進計画（例）

〇〇学校

1　地域連携推進目標

〇〇〇・・・・・

〇〇〇・・・・・

2　校内体制と組織

校　長

教 頭

〇〇〇部
（△△・△△・△△）

地域連携係
（△△・△△）

職員会議

・学習指導部
・進路指導部
・生徒（児童）指導部
・特別活動部
・渉外部

関連機関・団体等
・コーディネーター
・公民館
・自治会
・〇〇〇

地域連携推進会議

3　学校課題との関連

学校課題との関連
例）地域との連携を通して解決したい学習指導や生徒指導、進路指導等に関する課題との関連
主な地域連携活動（各教科・領域等）

4　年間活動計画

月	1年	2年	3年
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

参考資料

生涯学習全体計画（例）

栃木県生涯学習推進計画

〇〇学校

法令や答申等
・日本国憲法
・教育基本法
・学校教育法
・栃木県教育振興基本計画 2020
・栃木県生涯学習推進計画
・〇〇市町教育計画
・〇〇市町教育方針

学校教育目標
例）豊かな心を育み、自ら考え行動し・・・・

実態や願い
・児童生徒
・地域
・保護者
・教師

教科・領域等の目標

具体目標（目指す子ども像）

学校課題との関連
例）地域との連携を通して解決したい学習指導や生徒指導、進路指導等に関する課題

生涯学習の目標

生涯学習の基礎を育む学校教育推進方針

努力点及び具体策			

評価 改善	

【平成〇〇年度地域連携年間活動計画】（例）**※既存の計画（学校支援ボランティア年間活動計画等）を基にして、他の地域連携活動を追記してもよい。（☆印：昨年度実施）**

	４・５月	６月・７月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
1	☆生活 野菜の苗植え 〇〇　〇〇 （連絡先）				国語 たぬきの糸車 〇〇　〇〇 （連絡先）		☆生活 昔の遊び 保護者		
2	☆生活 野菜の苗植え 〇〇　〇〇 （連絡先）	☆生活 生き物さがし 保護者				図工 年賀状作り 〇〇　〇〇 （連絡先）			
3	☆総合 野菜の苗植え 〇〇　〇〇 （連絡先）		☆総合大根作り 〇〇　〇〇 （連絡先）	国語 戦時中の生活 〇〇　〇〇 （連絡先）	図工 くぎうちトントン 〇〇　〇〇 （連絡先）	社会 農家の仕事 （花作り）〇〇 （連絡先）	☆社会 農家の仕事 （いちご）〇〇 （連絡先）	☆総合 福祉体験 （車いす体験） 社会福祉協議会	
4	☆総合 野菜の苗植え 〇〇　〇〇 （連絡先）	図工 のこぎりの使い方〇〇　〇〇 （連絡先）	☆総合 白菜の苗植え 〇〇　〇〇 （連絡先）		書写 〇〇　〇〇 （連絡先）		☆総合 点字体験 社会福祉協議会		
5	☆総合 サツマイモの苗植え 〇〇　〇〇 （連絡先）	社会 沖縄の気候・文化 〇〇　〇〇 （連絡先）		☆家庭 ミシン縫い 〇〇　〇〇 （連絡先）	道徳 〇〇　〇〇 （連絡先）	音楽 民謡に親しもう 〇〇　〇〇 （連絡先）		☆家庭 茶道教室 〇〇　〇〇 （連絡先）	社会 河川の保護 〇〇　〇〇 （連絡先）
6	理科 ｼﾞｬｶﾞｲﾓの植付 ☆総合 サツマイモの苗植え		☆家庭 エプロン制作 （連絡先） ☆学活 福祉センター		社会 戦争の話 〇〇　〇〇 （連絡先）	国語 短歌・俳句 〇〇　〇〇 （連絡先）	音楽 能楽と雅楽 （連絡先） ☆社会 租税教室	理科 環境学習 〇〇　〇〇 （連絡先）	総合 ドリームマップ 〇〇　〇〇 （連絡先）
学校行事等	☆教材園整地 〇〇　〇〇 ☆図書館ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ （連絡先） ☆読み聞かせ （連絡先）	☆学活（食育） 〇〇〇〇栄養教諭 （給食センター） 〇〇池観察会 （連絡先）	落語 〇〇　〇〇 （連絡先） ☆にこにこタイム 〇〇　〇〇 （連絡先）	☆読み聞かせ ひばりの会 （連絡先） ☆科学・工作クラブ ミサンガ作り （連絡先）	☆環境 ＥＭ菌の培養 〇〇　〇〇 （連絡先）	牛乳パックの箱作り　〇〇 〇〇 （連絡先）	☆冬鳥観察会 （連絡先） 〇〇　〇〇 （連絡先）	☆交通指導員さんに感謝する会 〇〇　〇〇 （連絡先）	

地域連携教員のための手引き書作成委員

宇都宮大学地域デザイン科学部	准教授	若　園　雄志郎
市貝町立市貝小学校	教諭	大根田　裕　一
さくら市立熟田小学校	教諭	阿久井　克　清
足利市立愛宕台中学校	教諭	半　田　　昇
栃木県立宇都宮南高等学校	教諭	針　谷　英　子
栃木県立小山北桜高等学校	主幹教諭	岩　本　敏　央
栃木県立那須特別支援学校	教諭	大谷津　修　司
北光クラブ	代表	渡　邉　真知子
河内教育事務所ふれあい学習課	社会教育主事	森　戸　　敦
上都賀教育事務所ふれあい学習課	副主幹	宮　崎　　哲
芳賀教育事務所ふれあい学習課	課長	柳　田　伸　二
下都賀教育事務所ふれあい学習課	副主幹	髙　田　裕　子
塩谷南那須教育事務所ふれあい学習課	社会教育主事	黒　尾　貴　英
那須教育事務所ふれあい学習課	社会教育主事	荒　井　佳　子
安足教育事務所ふれあい学習課	課長	新　井　義　之
栃木県総合教育センター生涯学習部	副主幹	添　谷　元　良

地域連携教員のための手引き書
学校と地域を結ぶ～学校と地域の連携を進めるノウハウ～

平成29年３月発行
発行者：栃木県教育委員会
〒320-8501
栃木県宇都宮市塙田１－１－２０
TEL　028-623-3408　FAX　028-623-3406